

# 第5次川南町行政改革大綱

平成24年5月

川南町

## はじめに

地方分権時代に即応できる行政体制の構築を図り、より簡素で効率的かつ創造的な行政運営の確立を目指し、平成18年度から平成22年度までの5年間を実施期間として、第4次行政改革大綱に基づく行政改革に取り組んできました。この行政改革により、民営化、人員削減、事務事業の見直しを行うなど、一定の成果を得ることができました。

しかながら、少子高齢化の進展により本町は、社会を支える働き手が減少する一方、急激に高齢者が増加し、平成32年には人口約15,500人、高齢化率約35%と予想されており、更に行政効率を向上させる必要があります。

また、ギリシャの財政危機に端を発した欧州信用不安、東日本大震災、日本の巨額の公債債務残高問題などにより、日本の財政に対する信用が揺らいでいます。国の財政再建は不可避であり、財源の多くを国に依存する本町など地方財政への影響が懸念されています。

さらに、平成22年度に本町の畜産業に甚大な被害を与えた家畜伝染病「口蹄疫」や「高病原性鳥インフルエンザ」の発生は、今後の行財政運営を更に厳しいものにし、より一層の改革が必要となっております。

こうした状況の中、今年度から3年間にわたって取り組む新たな行政改革大綱を策定し、第5次長期総合計画の将来像であります「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」の創造に向け、更なる努力を重ねる所存であります。

平成24年5月

川南町長 日高昭彦

## 目 次

### 第 1 行政改革推進の考え方

- ( 1 ) これまでの取組みと今後の課題
- ( 2 ) 本町が目指す行政改革
- ( 3 ) 推進期間

### 第 2 行政改革推進項目

- ( 1 ) 危機管理体制の充実
- ( 2 ) 地域コミュニティの強化
- ( 3 ) N P O 等の民間団体の育成・支援
- ( 4 ) 広報・広聴活動の充実
- ( 5 ) 広域行政、共同事業の推進
- ( 6 ) 施設管理の効率化
- ( 7 ) 事務事業の見直し
- ( 8 ) 職員の資質向上の推進
- ( 9 ) 使用料等の適正化
- ( 10 ) 財政健全化
- ( 11 ) 情報公開の推進

## 第1 行政改革推進の考え方

### (1) これまでの取組みと今後の課題

これまで、厳しい財源の中でいかに効率的かつ効果的な行政運営を行うため、民営化、人員削減を主とした縮減型の行政改革及び事務事業の見直しを主とした評価型の行政改革を進めてきました。

今後につきましては、第4次行政改革大綱で行いました縮減型及び評価型の行政改革を引き続き行うとともに、激変する社会情勢に対応するために、これまでとは異なる手法の行財政改革が求められています。

### (2) 本町が目指す行政改革

限られた財源をいかに有効に活用できるかという点を重視し、地域主権戦略大綱が掲げる「補完性の原則」により、事業の「選択」と「集中」を図ることを目指します。

また、単に経費削減することのみを目的とするのではなく、住民サービス及び行政価値の向上に繋げていくため、行政サービスを行う現場の業務改善に取り組みます。

### (3) 推進期間

推進期間は平成24年度から平成26年度までの3年とします。

## 第2 行政改革推進項目

行政改革推進の考え方を踏まえ、次の事項について重点的に取り組むものです。

### (1) 危機管理体制の充実

災害等に適切に対処するため、消防防災体制の整備充実を図るとともに、災害時における地域住民の役割を認識させるため、自主防災組織の育成、強化に努めます。

### (2) 地域コミュニティの強化

町民への周知や加入促進を図り、より参加しやすい組織づくりを推進するとともに、町民が地域コミュニティの一員としての自覚をもち、主体的に地域と関わる意識を啓発します。

- ( 3 ) N P O等の民間団体の育成・支援  
協働の担い手となるN P O等の民間団体の育成・支援を行います。
- ( 4 ) 広報・広聴活動の充実  
町民の意見を取り入れ、多様な情報を掲載した利便性の高い広報紙をつくとともに、ホームページの充実と、迅速な情報提供を実施します。
- ( 5 ) 広域行政、共同事業の推進  
各種協議会や一部事務組合などの広域行政について、関係自治体と協議し、共同事業の推進に努めます。
- ( 6 ) 施設管理の効率化  
町の各種施設について、民営化や指定管理者制度の導入を推進し、各種施設の存続について検討します。
- ( 7 ) 事務事業の見直し  
既存事務事業の廃止・再構築、サービス水準の見直しに努めるとともに、町組織の再構築に努めます。
- ( 8 ) 職員の資質向上の推進  
多様化するニーズに効果的に対応するため、職員研修の充実を図ります。
- ( 9 ) 使用料等の適正化  
町施設等使用料の適正化、手数料の適正化に努めます。
- ( 10 ) 財政健全化  
地域主権戦略大綱が掲げる「補完性の原則」に従い、事業の見直しを行い、更なる歳出削減に努めます。
- ( 11 ) 情報公開の推進  
行政情報の管理充実を図り、迅速な情報公開に努めるとともに、個人情報保護条例を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努めます。